徳島県規則第62号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年10月30日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県行政組織規則（昭和42年徳島県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第15条第２項の表中政策推進室長の項を削り、航空消防防災室長の項の次に次のように加える。

政策推進幹	観光政策課	上司の命を受け、観光政策の推進に関する事務を処理する。

附　則

この規則は、令和８年11月１日から施行する。